

テレワーク環境整備税制のご案内

1. テレワークとは

テレワークとは、ICT(情報通信技術)を活用した、場所と時間にとらわれない柔軟な働き方のことであり、自宅を就業場所とする在宅勤務などの形態があります。

テレワークは、ワーク・ライフ・バランス(就業者の仕事と家庭、地域生活の調和)を図りつつ、業務効率・生産性の向上を実現する柔軟な就業形態であり、この普及を通じて、少子高齢化、地域活性化、環境保全等の課題解決に大きく寄与するものです。

我が国においては世界一速くて安いブロードバンドが整備されてきており、自宅でもテレワークができる時代がようやくやって来ました。まさに今テレワークの飛躍的な拡大が期待されています。



2. テレワークの普及推進

政府では、2010年までにテレワーカーを就業者人口の2割とする目標の実現に向けて、「テレワーク人口倍増アクションプラン」を策定し、政府一体となってテレワークの普及を推進しています。

この一環として、平成19年度税制支援措置として「**テレワーク環境整備税制**」を新設しました。さらに、総務省ではテレワーク普及のための各種施策を実施しております。推進施策の詳細については、以下のURLをご参照ください。

http://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/telework/index.htm

(参考) テレワーク人口倍増アクションプラン

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/others/telework.html>

3. テレワーク環境整備税制

制度の概要

①目的：テレワーク設備投資に対する税制支援を行うことで、企業におけるテレワーク環境整備を促進し、テレワークの一層の普及促進を図ることにより、業務効率化による企業の競争力向上、少子高齢化対策、地域における雇用創出効果、ワーク・ライフ・バランスの実現、環境負荷軽減効果等に資することを目的としています。

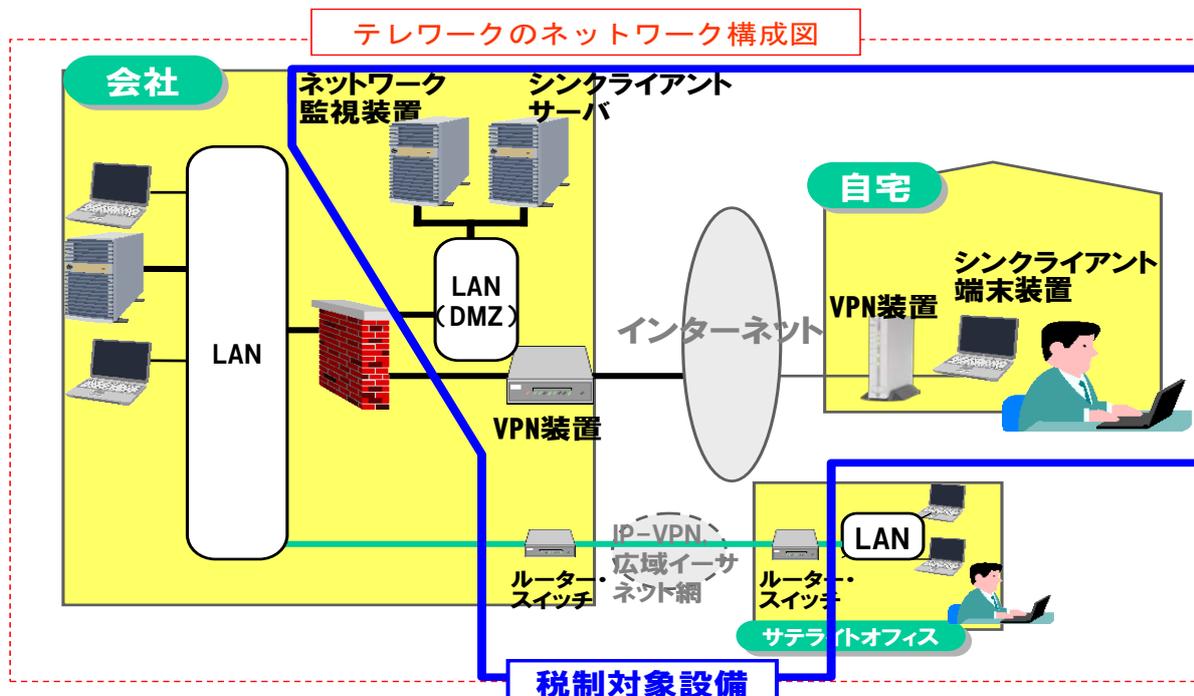
②対象者：テレワーク関係設備の導入を行う法人又は個人事業者

③対象設備

設置場所	設備名	概要
会社	シンククライアントサーバ	シンククライアント端末装置から送信された入力情報に基づき情報処理を行うとともに、表示画面情報又は音声情報をシンククライアント端末装置に送信するサーバ（これと同時に設置する補助記憶装置又は電源装置を含む。）
	VPN装置	通信データの暗号化又は復号化を行うことにより、インターネットプロトコルによるパケットを交換するネットワークに仮想閉域網を構築する装置
	ネットワーク監視装置	従業員の自宅に設置するシンククライアント端末装置及びVPN装置又はテレワークを行うために会社に設置されたシンククライアントサーバ及びVPN装置から送信される通信記録を収集し、記憶装置に保存する機能を有するもの
	サテライトオフィス勤務 ルーター又はスイッチ	通信プロトコルに基づき、電気通信信号を伝送し、その経路を制御又は選択する機能を有する専用の電気通信設備（これと同時に設置する集線装置を含む。） ※ IP-VPN又は広域イーサネット網でサテライトオフィスと接続されている場合に限る。
従業員の自宅	シンククライアント端末装置	シンククライアントサーバと通信を行うことによるのみ電子計算機として機能する端末装置（これと同時に設置する附属の入出力装置（入力用キーボード及び表示装置に限る。）、通信制御装置、伝送用装置（無線用のものを含む。）又は電源装置を含む。）
	VPN装置	通信データの暗号化又は復号化を行うことにより、インターネットプロトコルによるパケットを交換するネットワークに仮想閉域網を構築する装置
サテライトオフィス	ルーター又はスイッチ	通信プロトコルに基づき、電気通信信号を伝送し、その経路を制御又は選択する機能を有する専用の電気通信設備（これと同時に設置する集線装置を含む。） ※ IP-VPN又は広域イーサネット網でテレワークを行うための電気通信設備が設置された会社と接続されている場合に限る。

④軽減措置：地方税「固定資産税」について、取得後5年度分について課税標準を2/3にすることが認められます。

⑤適用期間：平成19年4月1日～平成23年3月31日(4年間)



申請手続

《証明の手続》（平成19年総務省告示第287号）

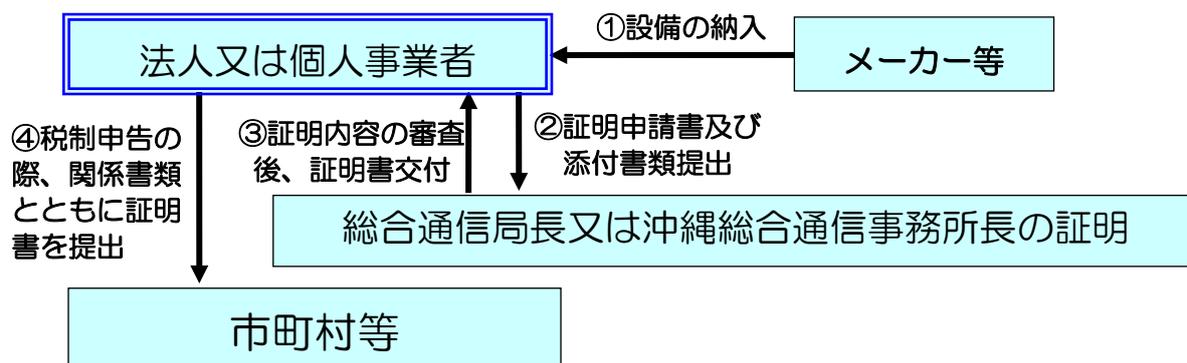
テレワーク環境整備税制のご利用にあたっては、各総合通信局（沖縄においては、沖縄総合通信事務所）が発行する証明書が必要となります。

証明書の発行に係る申請は、次の書類を作成の上、テレワークを行うための電気通信設備が設置された事務所又は事業所（例：従業者が所属する会社等）の所在地を管轄する総合通信局へ提出してください。

（提出書類）※様式はこちら→http://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/telework/index.htm

- ① 証明申請書（告示別表第一号）
- ② 添付書類（告示別表第二号～第四号）
 - ・別表第二号
 - サテライトオフィス、従業員の自宅でテレワークを行うことが認められていることを示す就業規則等の書類
 - ・別表第三号
 - サテライトオフィスで勤務することにより、通常勤務する事務所又は事業所へ通勤するよりも、通勤の負荷が軽減されることを示す書類
 - ・別表第四号
 - 対象設備としての機能を有していることを示す書類
 - ネットワーク構成図
 - 数量、取得年月日を示す書類 等
 - IP-VPN、広域イーサネット網の利用契約書（ルーター又はスイッチの取得の場合のみ）

《申請スキーム図》



問い合わせ先

北海道総合通信局 〒060-8795 札幌市北区北8条西2-1-1 札幌第1合同庁舎
【電気通信事業課】011-709-2311（代）（内線4704）

東北総合通信局 〒980-8795 仙台市青葉区本町3-2-23 仙台第2合同庁舎
【情報通信連携推進課】022-221-0609

関東総合通信局 〒102-8795 千代田区九段南1-2-1 九段第3合同庁舎
【情報通信連携推進課】03-6238-1684

信越総合通信局 〒380-8795 長野市旭町1108 長野第1合同庁舎
【電気通信事業課】026-234-9972

北陸総合通信局 〒920-8795 金沢市広坂2-2-60 金沢広坂合同庁舎
【電気通信事業課情報通信振興室】076-233-4431

東海総合通信局 〒461-8795 名古屋市東区白壁1-15-1 名古屋合同庁舎第3号館
【情報通信連携推進課】052-971-9315

近畿総合通信局 〒540-8795 大阪市中央区大手前1-5-44 大阪合同庁舎第1号館
【情報通信連携推進課】06-6942-8584

中国総合通信局 〒730-8795 広島市中区東白島町19-36
【情報通信連携推進課】082-222-3481

四国総合通信局 〒790-8795 松山市宮田町8-5
【情報通信振興課】089-936-5061

九州総合通信局 〒860-8795 熊本市二の丸1-4
【情報通信連携推進課】096-326-7318

沖縄総合通信事務所 〒900-8795 那覇市東町26-29
【情報通信課】098-865-2304

本税制に関してご不明な点がある場合は、お近くの各地方総合通信局等又は総務省情報流通行政局情報流通高度化推進室あてご連絡ください。

総務省

情報流通行政局情報流通振興課情報流通高度化推進室

〒100-8926 東京都千代田区霞が関 2-1-2

電話：03-5253-5751 FAX：03-5253-5752